

令和 6 年度 旭川市地域公共交通会議 事業計画（案）

1 基本的な考え方

今後、予想される人口減少下においても維持可能な公共交通の構築に向けて、地域公共交通計画の承認を行うとともに、同計画に基づき、中長期的な視点に立ち必要な事業の検討を行う。

2 令和 6 年度事業計画（案）

(1) 会議の開催

旭川市地域公共交通計画の策定協議、公共交通関係者間の連絡調整、及び道路運送法等に基づく協議等のため最大 5 回程度の会議開催を予定。

(2) 旭川市地域公共交通計画分科会の開催

旭川市地域公共交通計画の推進に向け、専門的な内容についての協議や計画の進捗管理を行うため、交通事業者、道路管理者、交通会議の事務局職員により構成される分科会を随時開催予定。